

京都市消防局訓令乙第9号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員の人事評価に関する規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

京都市消防局長 荒木 俊晴

別表第1 消防署及び消防分署の課長以下の職員の項中

「

課長及び担当課長	副 署 長	消 防 署 長
----------	-------	---------

 を

」
「

課 長	消 防 署 長	
警 防 統 括 課 長	消 防 課 長	消 防 署 長
担 当 課 長	課 長	消 防 署 長

 に、「課長又は

担当課長」を「課長，警防統括課長又は担当課長」に，「副署長又は警防課長」を「副署長」に，「警防課長及び担当課長」を「消防課長，警防統括課長及び担当課長」に，「警防課長又は担当課長」を「消防課長，警防統括課長又は担当課長」に，「消防分署長又は警防課長」を「消防分署長又は消防課長」に改める。

附 則

この訓令は，平成30年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)